

FTSE TPI Climate Transition インデックス・シ リーズ

v3.0

This document has been translated from English and in case of any discrepancy the English version shall prevail.



目次

セクション 1 はじめに.....	3
セクション 2 運営・管理責任.....	5
セクション 3 FTSE Russell インデックス ポリシー.....	6
セクション 4 適格有価証券.....	9
セクション 5 ESG データ入力.....	14
セクション 6 インデックス構築.....	16
セクション 7 構成銘柄の定期的見直し.....	23
セクション 8 構成銘柄の変更.....	24
セクション 9 コーポレートアクションおよびイベント.....	25
セクション 10 インデックスのアルゴリズムと算出方法.....	26
付録 A 除外.....	27
付録 B 詳細情報.....	30

セクション 1

はじめに

1. はじめに

- 1.1 本書は、FTSE TPI Climate Transition インデックス・シリーズの運用および算出に関わる基本ルールを説明したものです。基本ルールのコピーは <https://www.lseg.com/en/ftse-russell/> から入手できます。TPI は Transition Pathway Initiative の略称です。
- 1.2 FTSE TPI Climate Transition インデックス・シリーズは、TPI および気候データを考慮し、銘柄のパフォーマンスを反映するものです。
- FTSE TPI Climate Transition インデックス・シリーズは、EU 気候変動ベンチマークや EU 気候変動ベンチマークの最低要件に準拠するものではありません¹。
- 1.3 本インデックスの設計には ESG ファクターが取り入れられています。
- ESG データ入力にディルディング・アプローチが用いられる場合、それはインデックス・メソドロジーが特定の ESG 基準にしたがって、構成銘柄にオーバーウェイトおよび/もしくはアンダーウェイトをかけることを目的とします。このアプローチは特定の ESG 活動やセクターへのエクスポージャーを有する全銘柄を除外するものではありません。
- 1.4 基本ルールは、以下でご覧いただけるインデックス・ルールおよびガイドと併せてご理解ください。
<https://www.lseg.com/en/ftse-russell/>
- FTSE Global Equity Index Series 基本ルール
- 非時価総額加重型インデックス向けコーポレート・アクション及びイベント・ガイド
- FTSE Global Factor Index Series 基本ルール
- FTSE EU Climate Benchmarks Index Series
- FTSE Global Equity Index Series 基本ルール
- FTSE Green Revenues Index Series 基本ルール
- FTSE Global Factor Index Series 基本ルール
- FTSE ウェイト・キャップ方法ガイド

¹ 要件については以下をご覧ください。 [Regulation \(EU\) 2016/1011 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on indices used as benchmarks in financial instruments and financial contracts or to measure the performance of investment funds \(EU ベンチマーク\)](#)、および [Commission Delegated Regulation \(EU\) 2020/1818 of 17 July 2020 supplementing Regulation 2016/1011 of the European Parliament and of the Council as regards minimum standards for EU Climate Transition Benchmarks and EU Paris-aligned Benchmarks](#)

1.5 本インデックスのプライスリターン・インデックスとトータルリターン・インデックスは、終値ベースで算出されます。インデックスの基準通貨は米ドル (USD) ですが、インデックスは他の通貨で公表されることもあります。トータル・リターンは、配当込みベースで算出されます。すべての配当金は FTSE Total Return Index での公表値を適用します。

1.6 FTSE Russell

1.7 FTSE Russell は FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社 FTSE Global Debt Capital Markets Inc.ならびに FTSE Fixed Income Europe Limited)、FTSE Fixed Income LLC、FTSE (Beijing) Consulting Limited、Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited、Refinitiv Limited、Beyond Ratings の商標名です。

1.8 FTSE Russell 株式インデックスの原則声明 (原則声明)

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell は、インデックス構築に対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明を参照して適切な取り組みを決定します。原則声明(Statement of Principles)は毎年見直され、FTSE から提案された変更事項は FTSE Russell ポリシー諮問委員会によって議論され、最終的には FTSE Russell の Product Governance Board により承認されます。

原則声明は、次のリンクからご覧いただけます：

[Statement_of_Principles.pdf](#)

1.9 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックス シリーズの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックス シリーズを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックス シリーズの変更、中断、中止に耐え得るべきものか、その可能性に対応できるべきものでなければならぬことを、当インデックス利用者に対し通知します。

1.10 本インデックス シリーズに追随する運用を行うユーザー、または本インデックス シリーズに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックス シリーズのルールに沿ったメソドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本ルールの不正確、および/もしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックス・シリーズまたはデータの構成銘柄を組成する際の何らかの不正確性。

セクション 2

運営・管理責任

2. 運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE はインデックス・ベンチマークの管理者です。²

2.1.2 FTSE はインデックスの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックス シリーズの定期的な見直しを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する
- インデックスを配信する

2.2 基本ルールの改訂

2.2.1 基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に継続的に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際の決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などと見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

² 本文書で管理者/アドミニストレーターという言葉は、[金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011](#)（欧州ベンチマーク規制）および [2019 年付けベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則](#)（英国ベンチマーク規則）における定義と同義で使用されます。

セクション 3

Y7FTSE Russell インデックス ポリシー

3. FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照下さい。

3.1 お問い合わせと苦情

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます：

[FTSE_Russell_Benchmark_Determination_Complaints-Handling_Policy.pdf](#)

3.2 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

Error! Hyperlink reference not valid.

3.3 顧客が市場または有価証券の取引ができない場合のインデックス取り扱い方針

3.3.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_in_the_Event_Clients_are_Unable_to_Trade_a_Market_or_a_Security.pdf](#)

3.4 再計算方針とガイドライン

3.4.1 何らかの不正確さが認識される際、FTSE Russell は、FTSE Russell インデックス再計算ガイドラインに定められたステップに沿って、ひとつのインデックスまたはインデックス・シリーズ全体を再計算すべきか、また関連データ・プロダクトを改定すべきかを決定します。FTSE TPI Climate Transition インデックス・シリーズの利用者は適切な媒体を通じて、その通知を受けることとなります。

FTSE Russell 再計算方針およびガイドラインの詳細は、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトでご覧いただくか、以下までお問い合わせください。

[Recalculation_Policy_and_Guidelines_Equity_Indices.pdf](#)

3.5 再計算方針とガイドライン – ESG データとスコア

ESG データの不正確さが認識される際、FTSE Russell は ESG データを再計算すべきと決定する文書に記述されるガイドラインに従います。

[Recalculation_Policy_and_Guidelines_ESG_Products.pdf](#)

3.6 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更

FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい:

[Policy_for_Benchmark_Methodology_Changes.pdf](#)

3.7 FTSE Russell のガバナンスの枠組み

FTSE Russell はそのインデックスを監督するために、プロダクト、サービス、テクノロジーのガバナンスをカバーするガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる 3 つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則³、欧州ベンチマーク規則⁴、また英国ベンチマーク規則⁵への準拠を確実にしています。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf](#)

3.8 リアルタイム・ステータスの定義

リアルタイムで計算されるインデックスについては、リアルタイム・ステータス定義の詳細に関する以下のガイドをご覧ください。

[Real_Time_Status_Definitions.pdf](#)

³ IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013.

⁴ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011。

⁵ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019。

セクション 4

適格有価証券

4. 適格有価証券

4.1 FTSE TPI Climate Transition インデックスの適格銘柄は、表 1 に示す対応する親インデックスの構成銘柄です。

表 1 :

インデックス名	親ユニバース
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (韓国を除く)	FTSE Developed Index (韓国を除く)
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (米国を除く)	FTSE Developed Index (米国を除く)
Russell 1000 TPI Climate Transition Index	Russell 1000 Index
FTSE Japan TPI Climate Transition Index	FTSE Japan Index
FTSE All World TPI Climate Transition Index (日本を除く)	FTSE All World Index (日本を除く)
FTSE All-World TPI Climate Transition Index (FF を除く)	FTSE All-World Index
FTSE All-World TPI Climate Transition Index (FF・タバコ・不祥事に関わる銘柄を除く)	FTSE All-World Index
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (石炭・不祥事・原子力・タバコに関わる銘柄を除く)	FTSE Developed Index
FTSE All-World Developed TPI Climate Transition Index (兵器・FF・タバコに関する銘柄を除く)	FTSE Developed Index
FTSE Emerging TPI Climate Transition Index (石炭・不祥事・原子力・タバコに関わる銘柄を除く)	FTSE Emerging Index
FTSE Global Core Infrastructure TPI Climate Transition Index	FTSE Global Core Infrastructure Alternative Electricity (ICB 65101010) Index
FTSE Australia 300 TPI Climate Transition Index	FTSE Australia 300 Index
FTSE Australia 200 TPI Climate Transition Index	FTSE Australia 200 Index
FTSE Australia 100 TPI Climate Transition Index	FTSE Australia 100 Index
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (オーストラリアを除く)	FTSE Developed Index (オーストラリアを除く)
FTSE Emerging TPI Climate Transition Index	FTSE Emerging Index
FTSE New Zealand TPI Climate Transition Index	FTSE New Zealand All Cap Index
Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index	Russell 1000 Index

インデックス名	親ユニバース
FTSE Developed TPI Climate Transition 2GR Index (北米・韓国・ポーランドを除く)	FTSE Developed Index (北米・韓国・ポーランドを除く)

4.2 対応する除外リストの構成銘柄は、該当インデックスの銘柄リストから除外されます。対応する除外銘柄を表 2 に掲載します。定義については付録 A をご覧ください。

表 2 :

インデックス名	最低限の除外要件	除外カテゴリー											
		行動		プロダクト									
		不祥事	問題とされる兵器 ⁶	軍事兵器	核兵器	火器	タバコ (A)	タバコ (B)	化石燃料埋蔵量 ⁶	化石燃料収益	石炭埋蔵量		
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (韓国を除く)	X		X										
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (米国を除く)	X		X										
Russell 1000 TPI Climate Transition Index	X ⁷		X										
FTSE Japan TPI Climate Transition Index	X		X										
FTSE All World TPI Climate Transition Index (日本を除く)	X		X										
FTSE All-World TPI Climate Transition Index (FFを除く)	X		X							X			
FTSE All-World TPI Climate Transition Index (FF・タバコ・不祥事に関わる銘柄を除く)	X	X	X					X	X	X	X		
FTSE Developed TPI Climate Transition (石炭・不祥事・原子力・タバコに関わる銘柄を除く)	X	X	X		X			X	X				X
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (韓国・タバコ・石炭に関わる銘柄を除く)	X		X					X					X

⁶ 除外リストの見直しは 3 月と 9 月に行われます。

⁷2024 年 6 月から最低除外要件を本インデックスに適用。

インデックス名	最低限の除外要件	除外カテゴリー										
		行動	プロダクト									
		不祥事	問題とされる兵器 ⁵	軍事兵器	核兵器	火器	タバコ (A)	タバコ (B)	化石燃料埋蔵量 ⁶	化石燃料収益	石炭埋蔵量	
FTSE All-World Developed TPI Climate Transition Index (兵器・FF・タバコに関する銘柄を除く)	X		X	X	X	X	X			X		
FTSE Emerging TPI Climate Transition Index (石炭・不祥事・原子力・タバコに関わる銘柄を除く)	X	X	X		X			X	X			X
FTSE Global Core Infrastructure TPI Climate Transition Index	X	X										
FTSE Australia 300 TPI Climate Transition Index	X											
FTSE Australia 200 TPI Climate Transition Index	X											
FTSE Australia 100 TPI Climate Transition Index	X											
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (オーストラリアを除く)	X											
FTSE Emerging TPI Climate Transition Index	X											
FTSE New Zealand TPI Climate Transition Index	X											
Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index	X											
FTSE Developed TPI Climate Transition 2GR Index (北米・韓国・ポーランドを除く)	X											

4.3 最低除外要件

このシリーズのインデックスについて最低除外要件は 2023 年 10 月より適用。Russell 1000 TPI Climate Transition Index については最低除外要件が 2024 年 6 月より適用されます。

以下の FTSE TPI Climate Transition インデックスには、インデックス開始時から最低除外要件が適用されています。

- FTSE Australia 300 TPI Climate Transition Index
- FTSE Australia 200 TPI Climate Transition Index
- FTSE Australia 100 TPI Climate Transition Index
- FTSE Developed TPI Climate Transition Index（オーストラリアを除く）
- FTSE Emerging TPI Climate Transition Index
- FTSE New Zealand TPI Climate Transition Index
- Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index
- FTSE Developed TPI Climate Transition 2GR Index（北米・韓国・ポーランドを除く）
- Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index

最低除外要件の詳細は以下をご覧ください。[Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf](#)

4.4 種類株

4.4.1 親インデックスに組み入れられる同一企業の適格な証券クラスすべてが、インデックスへの組み入れ対象となります。

セクション 5

ESG データ入力

5. ESG データ入力

5.1.1 以下の ESG データセットが FTSE TPI Climate Transition Index シリーズの構築に使用されます。

ESG データ入力	説明	組み入れ、ウェイト、除外に使用 ⁸
FTSE グリーン事業収益	FTSE Russell の Green Revenues データモデルは、グリーン製品・サービスを提供する企業を特定し、Green Revenues 分類システム (GRCS) に基づき関連収益を分類します。GRCS は、グリーン経済に向けた産業の移行を定義・測定するために使われるタクソノミーです。 詳細は以下でご覧いただけます。 ftse-green-revenues-classification-system.pdf	ウェイト
TPI 経営品質 (MQ)	FTSE Russell の TPI Management Quality (MQ) データは、企業の温室効果ガス排出量および低炭素への移行に関連するリスクと機会についてガバナンス/管理の質を評価追跡するものです。詳細は以下でご覧いただけます。 https://www.transitionpathwayinitiative.org/methodology	ウェイト
TPI カーボン・パフォーマンス・スコア (CP)	TPI Carbon Performance (CP)スコアは、パリ協定に含まれる国際目標や国の公約に照らして、企業の現在と将来の炭素パフォーマンスを評価します。詳細は以下でご覧いただけます。 https://www.transitionpathwayinitiative.org/methodology	ウェイト
FTSE 化石燃料埋蔵量	FTSE の Carbon Reserves データモデルは、先進国・新興国における上場企業について、化石燃料備蓄の所有状況をきめ細かにカバーします。詳細は以下でご覧いただけます。 Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices	ウェイト
FTSE 炭素排気量	FTSE の炭素排気量データセットは、世界的上場企業とそのバリューチェーン全体（上流および下流の事業活動）が統括する資産と活動について、報告および推定による排気量データを提供します。詳細は以下でご覧いただけます。 Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices	ウェイト
FTSE による製品関連データ	以下のセクションセクション 7 に掲載される製品やサービスへのエクスポージャーを伴う企業の事業活動による除外リスト。 Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf .	除外
FTSE Russell による行動関連データ	問題となる行動やダイバーシティに直接的・間接的に関与する企業活動による FTSE の除外リスト。詳細は以下でご覧いただけます。	除外

⁸定義
 組み入れ – 構成銘柄の選定またはランク付けまたは最低スコアや閾値の計算に ESG データを使用
 ウェイト – インデックス中の銘柄のウェイト計算に ESG データを使用
 除外 – インデックスからの銘柄除外に ESG データを使用

ESG データ入力	説明	組み入れ、ウェイト、除外に使用
	以下文書のセクション 7Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf	
行動に関するデータ – Sustainalytics	Sustainalytics Global Standards Screening (GSS) は、ステークホルダーに影響を及ぼす企業の行動と、企業が国際的な規範を逸脱する状況を引き起したり、それに貢献したり、関与したりする場合の範囲を評価します。詳細は以下をご覧ください。 https://www.sustainalytics.com/investor-solutions/esg-research/esg-screening/global-compact-norms-based-screening	除外
行動に関するデータ – RepRisk	RepRisk Index (RRI) は、企業の評判に関わる ESG リスク・エクスポージャーを取得・定量化します。詳細は以下をご覧ください。 https://www.reprisk.com/news-research/resources/methodology	除外
ESG インデックスのための最低除外要件	最低除外要件はルール 4.3 に従って適用されます。最低除外要件の詳細は以下セクション 8 でご覧ください。 Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf .	除外
炭素排出量と化石燃料埋蔵量 – Trucost	Trucost 環境データは、温室ガス排出量や化石燃料埋蔵量を含む環境インパクトを測定するものです。詳細は以下をご覧ください。 https://www.marketplace.spglobal.com/en/datasets/trucost-environmental-(46)	ウェイト

5.1.2 TPI Carbon Performance スコアは、特定の市場や小規模企業に対してデータ範囲が狭い場合があります。そのため、本インデックス・シリーズの単市場インデックスのデータセットに基づく荷重見直しが制限される可能性があります。そのようなデータ範囲は、今後次第に拡充されるものと期待されます。

5.1.3 本インデックス（インデックス・シリーズ）に使用される FTSE Russell およびサードパーティ提供の ESG データについて、詳しくは以下のガイドをご覧ください。

[Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices](#). これら ESG データ入力に使われるデータおよび基準についての情報も掲載されています。これらデータには推定データも含まれます。

5.2 ESG メトリクス

5.2.1 代表部規則（EU）2020/1816 付則に列記される環境・社会・ガバナンス（ESG）ファクターのスコア、価値に関しては、FTSE Russell の [ESG Metrics](#) ウェブサイトを参照してください。

メトリクスのメソドロジーと計算について、詳細は以下のリンクからご覧ください。

[持続可能性データおよび ESG データ](#)

[ESG 開示メソドロジーおよび計算ガイド](#)

セクション 6

インデックス構築

6. インデックスの構築

6.1 低炭素経済推進イニシアチブ (TPI)

- 6.1.1 TPI は、低炭素経済への移行に向けた企業の進捗状況を「経営品質」と「カーボンパフォーマンス」の 2 つの側面から評価します。
- 6.1.2 MQ スコアは、TPI メソッドロジーに依拠する FTSE Russell の ESG データモデルによる気候テーマのデータから算出されます。TPI メソッドロジーは以下のウェブサイトで公開されています。 <https://www.transitionpathwayinitiative.org/methodology>
- 6.1.3 評価を受けた企業は異なるグループに編入されます。そのカテゴリについては [Guide to FTSE and Third Party ESG Data used in FTSE Russell Indices](#) をご参照ください。TPI が年次で提供しています。

6.2 インデックスの構築

- 6.2.1 FTSE Climate TPI Transition インデックス・シリーズ w_i における各構成銘柄の無制限インデックス加重は：

$$w_i = \frac{v_i}{\sum_j v_j}$$

数式の各要素の説明

$$v_i = w'_i \times A_i^{FF} \times A_i^{CE} \times A_i^{GR} \times A_i^{MQ} \times A_i^{CP}$$

以下の場合：

- w'_i は、適格ユニバース内の銘柄の浮動株調整後 i 時価総額ウェイトです。
- A_i^{FF} は、銘柄に対する化石燃料埋蔵量調整です i (ルール 6.2.3 を参照)。
- A_i^{CE} は、事業活動における低炭素排出量調整です i (ルール 6.2.3 を参照)。
- A_i^{GR} は、銘柄に対するグリーン事業収益調整です i (ルール 6.2.3 を参照)。
- A_i^{MQ} は、銘柄に対する TPI 管理品質調整です i (ルール 6.2.4 を参照)。
- A_i^{CP} は、銘柄に対する TPI カーボン・パフォーマンス調整です i (ルール を参照 6.2.5)。

- 6.2.2 FTSE Climate TPI Transition Index Series のインデックスは、固定ティルトまたはターゲット・エクスポージャのメソッドロジーを用いて構築されます。

固定ティルト・インデックス：ファクター・ティルトの強度は全リバランス数に固定されます。

ターゲット・エクスポージャ・インデックス：選択する固定エクスポージャ・ターゲットに合わせて、可変ティルト強度が用いられます。

インデックス構築の詳細は以下をご参照ください。[FTSE Global Factor Index Series](#)

6.2.3 **化石燃料埋蔵量ティルト、事業活動による炭素排出量ティルト、グリーン事業収益ティルト**は、それぞれ各企業における化石燃料埋蔵量、事業活動による炭素排出量、グリーン事業による収益ファクターに基づきます。これらティルトは、さらに変更を加えた以下インデックスを除き、FTSE Global Climate Index Series 基本ルールおよび FTSE Green Revenues Index Series 基本ルールに定められる定義とメソドロジーに基づくものです。

- FTSE Australia 300 TPI Climate Transition Index
- FTSE Developed TPI Climate Transition Index (オーストラリアを除く)
- FTSE Emerging TPI Climate Transition Index
- Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index
- FTSE Developed TPI Climate Transition 2GR Index (北米・韓国・ポーランドを除く)
- FTSE Australia 100 TPI Climate Transition Index
- FTSE Australia 200 TPI Climate Transition Index
- FTSE New Zealand TPI Climate Transition Index

A_i^{GR} 以上のインデックスおよび Russell 1000 TPI Climate Transition Index は $(1 + GRR_i)$ と定義され、 $(1 + GRR_i)$ は FTSE Green Revenues Index Series 基本ルールによる収益 インデックス・シリーズ基本ルール準拠する FTSE Green Revenues 比となります。銘柄のグリーン経済データが入手不可であれば、 GRR_i は 0 とされます。

このインデックスには、FTSE 社の炭素排出・化石燃料埋蔵量データが使用され、欠如する化石燃料埋蔵量データの扱いは FTSE Global Climate Index Series の 5.4.3 の規定とは異なります。その定義と扱いは以下のようになります。

- ICB サブセクターの石炭 (60101040) に属する企業で入手可能な埋蔵量データがない銘柄には、石炭サブセクター企業の平均 Z スコアが付与されます。埋蔵量データを有する石炭サブセクターの企業がない場合は、Z スコア 0 が付与されます。
- 以下の ICB サブセクターの企業で入手可能な埋蔵量データがない銘柄には、このサブセクター・グループの全企業の平均 Z スコアが付与されます。当該サブセクター・グループ内に埋蔵量データを有する企業がない場合は、Z スコア 0 が付与されます。
 - 総合石油 & ガス (60101000)
 - 石油：原油生産者 (60101010)
 - 海洋掘削 & その他のサービス (60101015)
 - 石油精製・販売 (60101020)
 - 石油機器 & サービス (60101030)
 - パイプライン (60101035)
- 該当する ICB サブセクター外に埋蔵量データを有する企業がない場合は、Z スコア 0 が付与されます。

Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index および FTSE Developed TPI Climate Transition 2GR Index（北米・韓国・ポーランドを除く）には、原子力関連を除くティア 3 のグリーン事業収益が使われます。

6.2.4 銘柄に対する **TPI 管理品質調整** は以下のように定義されます。

$$A_i^{MQ} = (S_i^{MQ})^a \times w'_k / w_k^{MQ}$$

管理品質 Z スコアは、平均 0、標準偏差 1 の累積正規分布を用いて、S スコア $S_i^{MQ} \in [0, 1]$ にマッピングされます。S スコアの作成は FTSE Global Factor Index Series 基本ルールに定められるプロセスに従って行われます。 k は銘柄が属する ICB 地域業種 i 、 w'_k は適格ユニバースの浮動株調整後の時価総額地域業種ウェイト、 w_k^{MQ} は親ユニバースの浮動株調整後の時価総額ウェイトに対する S スコアを使った二重ティルティングによって定められる地域業種ウェイトです。 a は全固定ティルト

TPI インデックス（ただし Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index および FTSE Developed TPI Climate Transition 2GR Index（北米・韓国・ポーランドを除く）を除く）で 2、前期例外インデックスでは 0.3 とします。

FTSE TPI Climate Transition インデックス・シリーズでは、適格ユニバースを以下のような地域別とします。北米、ヨーロッパ、ラテンアメリカ、中東とアフリカ、日本、アジア太平洋（日本を除く）

6.2.5 TPI カーボン・パフォーマンス調整 A_i^{CP} は、以下のように Guide to FTSE and Third Party ESG Data used in FTSE indices に記載される各グループに割り当てられます。

- 2℃未満（パルプ・紙）または 1.5℃（その他全セクター）に合致する企業には、調整ファクター 2 が付与されます。
- 2℃（パルプ・紙）または 2℃（その他全セクター）に合致する企業には、調整ファクター 1.5 が付与されます。
- 企業はパリ協定（パルプ・紙）または国家公約/国際公約レベル（その他の全セクター）に合わせた企業にはファクター 0.8 が付与されます。
- そのような基準レベルがない企業やそのような評価を可能にする十分な情報を開示していない企業には、Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index および FTSE Developed TPI Climate Transition 2GR Index（北米・韓国・ポーランドを除く）では調整ファクター 0.2、その他インデックスすべてでは 0 が付与されます。
- 評価できない企業には調整値 1 が付与されます。

6.3 キャパシティ上限と最低株式ウェイト

6.3.1 FTSE Global Factor Index Series 基本ルールに詳述されるように、狭小化することなく、株式レベル最大キャパシティ比率と上限がインデックスに適用されます。

6.3.2 2℃/1.5℃ 未満または 2℃/ 2℃ 未満 または TPI カーボン・パフォーマンス評価でインデックス・ウェイトが最低株式ウェイト未満の企業はいずれも、表 1 に列記する最低株式レベル・ウェイトに設定されます。

6.3.3 次に表 1 の最低株式レベル・ウェイトがルール 5.3.2 にカバーされない残り構成銘柄に適用されます。証券レベルのインデックスウェイトがこの最小ウェイト閾値より小さいものは、FTSE TPI Climate Transition Index Series においてウェイトがゼロであるものとして扱われます。結果として生じる超過ウェイトは、残りの構成銘柄に再分配され、ルール 6.3.1 の制限を超える可能性があります。

6.4 国別および業種別エクスポージャーの制限

6.4.1 国別・業種別の最大アクティブ・エクスポージャー制限はパラメータによって定められ、 P 、 Q FTSE Global Factor Index Series 基本ルールに詳述されるようにインデックスに適用されます。

FTSE Global Core Infrastructure TPI Climate Transition Index の代替発電銘柄 (ICB 65101010) は、業種別エクスポージャー制限を適用するときには別の業種としてグループ分けされます。

6.5 アクティブ株式レベル・キャップ

6.5.1 Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index および FTSE Developed TPI Climate Transition 2GR Index (北米・韓国・ポーランドを除く) では、各レビューで、銘柄にベンチマーク比 1.5% のオーバーウェイトが設定されます。

6.6 インデックスの過去データ

6.6.1 2017 年より前の年間化石燃料備蓄量、事業活動による炭素排出量、年間売上データは 1 年遅れとなります。

6.6.2 2018 年より前のレビュー・プロセスには 2018 年 9 月現在の TPI データが使われています。

6.7 固定ティルト・インデックス

6.7.1 表 1 に固定ティルト・インデックスに使用されるパラメータを示します。

表 1：固定ティルト・インデックスのパラメータ

インデックス	ティルト強度					制約				
	化石燃料埋蔵量	オペレーショナル・カーボン排出量強度	グリーン事業による収益	TPI 経営品質	TPI カーボン・パフォーマンス	P**	Q**	最大銘柄ウェイト (%)	最小銘柄ウェイト (b.p.)	最大キャパシティ比率
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (韓国を除く)	1	1	1	2	1	0.2	0.05	-	0.5*	<20x
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (米国を除く)	1	1	1	2	1	0.2	0.05	-	0.5*	<20x
Russell 1000 TPI Climate Transition Index	1	1	1	2	1	0.2	0.05	-	0.5*	<20x
FTSE Japan TPI Climate Transition Index	1	1	1	2	1	0.2	0.05	10*****	0.5*	<20x
FTSE All World Climate Transition Index (日本を除く)	1	1	1	2	1	0.2	0.05	-	0.5*	<20x
FTSE All-World TPI Climate Transition Index (FFを除く)	1	1	1	2	1	0.2	0.05	-	0.5*	<20x
FTSE All-World TPI Climate Transition Index (FF・タバコ・不祥事に関わる銘柄を除く)	1	1	1	2	1	0.2	0.05	-	0.5*	<20x
FTSE Developed TPI Climate Transition (石炭・不祥事・原子力・タバコに関わる銘柄を除く)	1	1	1	2	1	0.2	0.05	-	0.5	<20x
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (韓国・タバコ・石炭に関わる銘柄を除く)	1	1	1	2	1	0.2	0.05	-	0.5*	<20x

インデックス	ティルト強度					制約				
	化石燃料埋蔵量	オペレーショナル・カーボン排出量強度	グリーン事業による収益	TPI 経営品質	TPI カーボン・パフォーマンス	P**	Q**	最大銘柄ウェイト (%)	最小銘柄ウェイト (b.p.)	最大キャパシティ比率
FTSE All-World Developed TPI Climate Transition Index (兵器・FF・タバコに関する銘柄を除く)	1	1	1	2	1	0.2	0.05	-	0.5*	<20x
FTSE Emerging TPI Climate Transition Index (石炭・不祥事・原子力・タバコに関わる銘柄を除く)	1	1	1	2	1	0.2	0.05	***	0.5*	<20x
FTSE Australia 300 TPI Climate Transition Index	1	1	1	2	1	0.2	0.05	***	0.5*	<20x
FTSE Developed TPI Climate Transition Index (オーストラリアを除く)	1	1	1	2	1	0.2	0.05	***	0.5*	<20x
FTSE Emerging TPI Climate Transition Index	1	1	1	2	1	0.2	0.05	***	0.5*	<20x
Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index	1	1	2	0.3	0.5	0.2	0.05	****	2.5*	<20x
FTSE Developed TPI Climate Transition 2GR Index (北米・韓国・ポーランドを除く)	1	1	2	0.3	0.5	0.2	0.05	****	2.5*	<20x
FTSE Australia 100 TPI Climate Transition Index	1	1	1	2	1	0.2	0.05	***	0.5*	<20x
FTSE Australia 200 TPI Climate Transition Index	1	1	1	2	1	0.2	0.05	***	0.5*	<20x
FTSE New Zealand TPI Climate Transition Index	1	1	1	1	1	0.2	0.05	20	0.5*	<20x

*詳細はルール 6.3 を参照してください。

**詳細はルール 6.4 を参照してください。

***2022年12月12日より前には、最大銘柄ウェイトが適用されています。

****企業レベルでオーバーウェイト・キャップ 1.5%が適用されます。詳細はルール 6.5 を参照してください

*****2024 年 9 月から FTSE Japan TPI Climate Transition Index に 10%の最大銘柄ウェイトが適用されます。

+最大銘柄ウェイトは見直しと共に年次で適用されます。

6.8 ターゲット・エクスポージャ・インデックス

6.8.1 表 2 に固定ターゲット・エクスポージャ・インデックスに使用されるパラメータを示します。

表 2：ターゲット・エクスポージャ・インデックスのパラメータ

インデックス	ファクター・エクスポージャ・ターゲット						制約				
	化石燃料埋蔵量	オペレーショナル・カーボン排出量強度	グリーン事業による収益	TPI 経営品質	TPI CP ティルト	TPI カーボン・パフォーマンスに整合しない企業の排出削減量	P***	Q***	最大銘柄ウェイト (%)	最小銘柄ウェイト (b.p.)	最大キャパシティ比率
FTSE Global Core Infrastructure TPI Climate Transition Index	ベンチマーク比 100% 低い	ベンチマーク比 40%低い	-	0.2σ*	½ ティルト	100%	0	0.1	5	0.5**	<20x

*σ は、ユニバース内 Z スコアの時価総額加重された標準偏差です。

**詳細はルール 6.3 を参照してください。

***詳細はルール 6.4 を参照してください。

セクション 7

構成銘柄の定期的見直し

7. 構成銘柄の定期的見直し

7.1 見直し日

7.1.1 FTSE TPI Climate Transition インデックス・シリーズには毎年 9 月に見直しが行われます。例外は以下の通りです。

- FTSE Global Core Infrastructure TPI Climate Transition Index
- Russell 1000 TPI Climate Transition Index
- Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index

FTSE Global Core Infrastructure TPI Climate Transition Index には、3 月と 9 月に年 2 回の見直しが行われます。 Russell 1000 TPI Climate Transition Index と Russell 1000 TPI Climate Transition 2GR Index の見直しは 6 月に実施されます。

ESG データ入力の基準日は [Guide-to-FTSE-and-Third-Party-ESG-Data-used-in-FTSE-Russell-Indices.pdf](#) に掲載されます。

7.1.2 インデックス見直しには、見直し前月の第 1 金曜日直前の水曜日（カットオフ日）の営業終了後の銘柄価格を使用し、発行日時点の株式と浮動株調整が使われます。

Russell インデックスに基づく FTSE TPI Climate Transition インデックス見直しには、見直し前月の第 2 金曜日直前の水曜日（カットオフ日）の営業終了後の銘柄価格を使用し、発行日時点の株式と浮動株調整が使われます。

7.1.3 見直しは、見直し月の第 3 金曜日の営業終了後に実施します。

Russell インデックスに基づく FTSE TPI Climate Transition インデックスについては、Russell の年次銘柄入替と同じ日に見直しを実施されます。Russell インデックスの実施日についての詳細は、Russell US Equity インデックス構築とメソドロジーをご参照ください。 [Russell-US](#)

セクション 8

構成銘柄の変更

8. 構成銘柄の変更

8.1 見直し間の追加

8.1.1 対応する親インデックスへの追加銘柄は、該当する FTSE TPI Climate Transition インデックスの次の年次見直し時に、FTSE TPI Climate Transition への組入れが検討されます。

8.2 見直し間の削除

8.2.1 対応する親インデックスから銘柄が除外された場合、その銘柄は FTSE TPI Climate Transition インデックスから除外され、ウェイトはそれぞれの FTSE TPI Climate Transition インデックス残存銘柄に比例配分されます。

8.3 見直し間の除外リストへの変更

8.3.1 銘柄がルール 4.1 の表 1 に詳述される該当除外リストに追加される場合、同銘柄は FTSE TPI Climate Transition インデックスから除外されます。除外リストへの追加と同時に削除されます。

8.3.2 ルール 4.1 の表 1 に詳述される該当除外リストから除外された銘柄は、次回の定期見直し時に組入れが検討されます。

セクション 9

コーポレートアクションおよびイベント

9. コーポレートアクションおよびイベント

9.1 親インデックス内の構成銘柄に、株式分割、株式併合、ライツ・イシュー、無償割当、発行済み株式数の変更、または浮動株数の変更が行われた場合、その前後での FTSE TPI Climate Transition インデックス・シリーズの構成銘柄のウェイトに変更はありません。

9.2 コーポレート アクションおよびイベントによる組み入れ銘柄への変更についての詳細は、次のリンクから「非時価総額加重インデックスのコーポレート アクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

[Corporate Actions and Events Guide for Non Market Cap Weighted Indices.pdf](#)

コーポレートアクションとは、株主に対するアクションを言い、株価は落ち日における調整に影響されます。株価は配当落ち日の調整に従います。インデックスは権利落ち日に合わせて調整されます。

これらには、次の事項が含まれます。

- 資本の払い戻し
- ライツ・イシュー / エンタイトルメント・オファー
- 株式化
- 分割 / 併合
- 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレートイベントとは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、政策投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします。インデックス調整が必要となる場合は、FTSE が調整のタイミングを通知します。

9.3 取引の中止

取引中止についての規則は、「非時価総額加重インデックスのコーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

9.4 買収、取得および会社分割

買収、合併、会社分割の取り扱いについては、非時価総額加重インデックスのコーポレートアクションおよびイベントガイドをご覧ください。

セクション 10

インデックスのアルゴリズムと算出方法

10. インデックス アルゴリズムと算出方法

10.1 価格

10.1.1 FTSE TPI Climate Transition インデックス・シリーズ は、現地市場の相場がある銘柄については、実際の市場終値または最終取引価格を使用しています（入手可能な場合）。詳細については、次のリンクからご覧いただけます：

[Closing_Prices_Used_For_Index_Calculation.pdf](#)

10.2 算出の頻度

10.2.1 FTSE TPI Climate Transition インデックス・シリーズ は、終値ベースで算出され、小数点以下 8 桁まで表示されます。

10.3 インデックスの算出

10.3.1 FTSE TPI Climate Transition インデックス・シリーズは、以下のようなアルゴリズムを用いて算出されます。

$$\sum_{i=1}^N \frac{(p_i \times e_i \times s_i \times f_i \times c_i)}{d}$$

数式の各要素の説明

- $i=1, 2, \dots, N$
- N はインデックスの構成銘柄数です。
- p_i は当該銘柄の最新価格です（または前日の終値）。
- e_i は銘柄の通貨をインデックスの基準通貨に変更するために必要な為替レートです。
- s_i はこれらの基本原則で定義される発行済み株式数です。
- f_i は 銘柄のウェイトを修正するために適用される Investability Weighting Factor（投資可能ウェイト係数）で、0~1 の間の数値で表され、1 は 100% の浮動株を示します。このファクターは、親インデックスに含まれる各証券について FTSE Russell が公表しているものです。
- c_i はウェイト係数であり、インデックスの証券を正確にウェイト付けするために証券に適用されます。このファクターは、各銘柄の投資可能な時価総額をインデックスに含めるため想定時価総額にマッピングします。
- d は調整係数であり、基準日におけるインデックスの総発行済み株式資本を表す数字です。インデックスに歪みを与えることなく、個々の有価証券の発行済み株式総数の変更を可能にするために、除数を調整することができます

付録 A 除外

製品関与による除外

	製品関与による除外カテゴリー	関与による除外基準
非再生可能エネルギー	化石燃料埋蔵量—石炭・石油・ガス	
—	石炭・石油・ガスの備蓄が明らかでない企業または推定される企業	所有状況が 50% 超過
	化石燃料収益	
	石油・ガス	
	生産：石油・ガスの探査、製造、精製、輸送、貯蔵への関与。	直接的関与：収益の 0% 超 10%以上の所有権
	製品/サービス支援：石油・ガスの探査、製造、精製、輸送、貯蔵への関与。	直接的関与：収益の 5% 以上 10%以上の所有権
	発電：石油・ガスの探査、製造、精製、輸送、貯蔵への関与。	直接的関与：収益の 0% 超 10%以上の所有権
	以下 ICB サブセクター7 に分類される企業： <ul style="list-style-type: none"> • 60101010 石油：原油生産； • 60101020 石油精製・販売； • 60101030 石油機器・サービス； • 60101015 海洋掘削 & その他のサービス； • 60101035 パイプライン； • 60101000 総合石油・ガス • 65102020 ガス供給 	該当せず
	オイルサンド	
	抽出：オイルサンド抽出への関与	直接的関与：収益の 0% 超 10%以上の所有権
	北極圏石油・ガス探査	
	抽出：北極圏における石油・ガス探査への関与	直接的関与：収益の 0% 超 10%以上の所有権
	シェールガスによるエネルギー	
	抽出：シェールガス・エネルギーの探査・生産への関与	直接的関与：収益の 0% 超 10%以上の所有権

製品関与による除外カテゴリ		関与による除外基準
一般炭		
抽出：一般炭抽出への関与		直接的関与：収益の 0%超 10%以上の所有権
発電：一般炭による発電への関与		直接的関与：収益の 0%超 10%以上の所有権
支援製品/サービス：一般炭抽出を支援する独自製品とサービスへの関与		直接的関与：収益の 5%超 10%以上の所有権
以下 ICB サブセクター7 に分類される企業： • 60101040 石炭		該当せず
石炭埋蔵量		
石炭の備蓄が明らかな企業または推定される企業		所有状況が 50% 超過
タバコ	タバコ	
(A) タバコ製品は、巻きタバコ、手巻きタバコ、パイプ用タバコ、葉巻、シガリロ、ビディス、グトゥカー、無煙タバコ、加熱式タバコ (HTP) を含みます。電子タバコ (E シガレット) と電子ニコチン送達システム。		収益の 0%超
内容： ICB サブセクターでタバコ (3785) に分類される全企業 (新しい ICB サブセクターであるタバコ 45103010) および大麻生産者 20103020、さらに ICB サブセクターのタバコ(タバコ 45103010、および 大麻生産者 (20103020) に分類されないが、本サブセクターで何らかの活動が確認されている企業。		該当せず 収益の 0%超
(B) タバコ製品/製造に関与しているが、小売りは行っていない企業タバコ用巻き紙、タバコ・フレーバリング、タバコ専用パッケージングなどが含まれます。		収益の 0%超
問題となる武器	化学兵器・生物兵器	
化学兵器・生物兵器と、そのあらゆる先駆体、軍需物資、およびそうした兵器用に設計され直接関連して使用される装置や機器を含む構成部品を製造する企業。 化学兵器および生物兵器専用に使われる二次的製品とサービス		収益の 0%超
	クラスター爆弾	
クラスター爆弾に関する合意に定義されるクラスター爆弾と、そのあらゆる先駆体、軍需物資、およびそうした兵器用に設計され、直接関連して使用される装置や機器を含む構成部品を製造する企業。 クラスター爆弾専用に使われる二次的製品とサービス。		収益の 0%超
	対人地雷	
「1997 年対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」 (オタワ条約) で定義された対人地雷を製造する企業。 対人地雷専用に使われる二次的製品。		収益の 0%超
核兵器	核兵器	
核兵器またはその構成部品を製造する企業。核兵器に直接関連し、その目的で設計される発射システム (弾道ミサイル潜水艦など) や関連重要サービス (メンテナンスや IT など) を含みます。		収益の 0%超
軍事兵器	軍事兵器	
軍事用にその他の兵器を製造する企業。内容： • 軍需品;		収益の 0%超

製品関与による除外カテゴリー		関与による除外基準
<ul style="list-style-type: none"> 軍事兵器輸送のために設計される車両（武器が取り付けられているか取り外し可能であるかにかかわらず） 搭載システムと発射システム、照準装置を含む兵器発射システム; 誘導システム 		
火器	火器	
	非軍事用に火器または弾薬を製造する企業。内容:	収益の 0%超
	<ul style="list-style-type: none"> ショットガン ライフル 半自動火器 	

行動に関連する除外

除外
<p>不人権</p> <p>国連グローバル・コンパクトの原則 1 と原則 2 に関連する問題は、世界人権宣言に端を発するものです。</p> <p>原則 1：企業は国際的に宣言された人権保護を支持し尊重するものとする。</p> <p>原則 2：人権侵害に絶対に加担しない。</p>
<p>労働</p> <p>国連グローバル・コンパクトの原則 3、4、5、6 に関連する問題は、世界労働機関の「労働における基本的原則と人権の宣言」に基づくものです。</p> <p>原則 3：企業は、結社の自由と団体交渉権を効果的に承認する。</p> <p>原則 4：あらゆる形態の強制労働の排除。</p> <p>原則 5：児童労働の実効的な廃止。</p> <p>原則 6：雇用および職業における差別の廃止。</p>
<p>環境</p> <p>国連グローバル・コンパクトの原則 7、8、9 に関連する問題は、国連環境開発会議で選択されたリオ宣言に基づきます。</p> <p>原則 7：企業は環境課題に対する注意深いアプローチを支援する。</p> <p>原則 8：より大きな環境責任を推進するイニシアチブを取る。</p> <p>原則 9：環境にやさしい技術の開発と普及を推進する。</p>
<p>腐敗防止</p> <p>グローバル・コンパクトの原則 10 に関連する問題は、国連の腐敗防止条約に基づくものです。</p> <p>原則 10：企業は、恐喝と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗を防止すべきである。</p>

最低除外要件

適用される最低除外要件について、詳細は [Guide to the Construction and Maintenance of FTSE Exclusion Lists](#) のセクション 8 を参照してください。

付録 B

詳細情報

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください：

[Glossary.pdf](#)

The FTSE Russell ESG Metrics ウェブサイトは、次のリンクからアクセスしてください。 [ESG Metrics](#)

FTSE TPI Climate Transition Index Series の詳細は FTSE Russell から入手可能です。

お問い合わせについては、FTSE Russell ウェブサイトにアクセスいただくか、または FTSE Russell クライアントサービス info@ftserussell.com にお問い合わせください。

ウェブサイト：www.lseg.com/en/ftse-russell/

免責事項

© 2024 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEGには(1) FTSE International Limited (以下「FTSE」)、(2) Frank Russell Company (以下「Russell」)、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Global Debt Capital Markets Limited (以下併せて「FTSE Canada」)、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited (以下「FTSE FI Europe」)、(5) FTSE Fixed Income LLC (以下「FTSE FI」)、(6) FTSE (Beijing) Consulting Limited (以下「WOFE」)、(7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited(「RBSL」)、(8) Refinitiv Limited (以下「RL」)、(9) Beyond Ratings S.A.S.が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE TPI Climate Transition インデックス・シリーズは FTSE International Limited またはその関連会社、エージェンツ、パートナーにより、またそれら組織のために算出されるものです。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL、BR の取引名です。「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「WMR™」、「FR™」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL または BR によって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械的誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて“現状のまま”提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報や LSEG の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されない）の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG 商品の特定の目的への適切性または適合性に関して、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません：(a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連するいは起因する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b) (たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても) 当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG のメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイス構成するものとみなされるべきではありません。LSEG のメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレポートに直接投資することはできません。インデックスやレポートへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレポートを合法的に売買や保有することができることを確認するものではありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSE G の適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。

